西日本高速道路株式会社契約規程

(平成17年10月1日第2回取締役会決議・平成17年規程第13号)

最終改正 平成29年2月23日

目 次

- 第1章 総 則(第1条-第5条)
- 第2章 契約手続(第6条-第12条)
- 第3章 監督・検査(第13条・第14条)
- 第4章 成績評定(第15条)
- 第5章 違反措置(第16条)
- 第6章 雜 則(第17条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、西日本高速道路株式会社(以下「会社」という。)の契約に関する事務を適正かつ円滑に処理し、公正性、透明性、競争性を確保しつつ、会社の経営の効率化を図ることを目的とする。

(適用範囲)

- 第2条 この規程は、会社が行う工事等、維持管理役務、単純役務、物品購入等及び労働者派遣の契約(西日本高速道路株式会社内部取引規程(平成26年規程第2号)第2条第1項に規定する内部取引に係る契約は除く。以下同じ。)に適用する。ただし、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第三号及び第5項に定める事業に係る契約に関する事務については、別に定めるところにより、この規程の全部又は一部を適用しないことができる。
- 2 会社における契約は、会社における契約手続を律する法令及び他の規程等によるもののほか、 この規程に定めるところによる。

(契約の基本方針)

- 第3条 第1条の目的を達するため、契約事務の実施にあたっては、次の各号に掲げる原則に従い適正に行わなければならない。
 - 一 競争原理と経済性の追求
 - 二 品質の確保と更なる向上
 - 三 契約機会の提供と拡大
 - 四 適正な契約相手方の選定
 - 五 法令等の遵守

(契約情報の公開)

第4条 契約に関する情報の公表基準及び公表内容は、別に定める。

(契約責任者及び検査責任者)

第5条 この規程における契約責任者及び検査責任者の職務の範囲については、次の各号に掲げるところによる。

- 契約責任者 契約、会社の支出の原因となる行為及び会社に対する契約の履行についての 監督
- 二 検査責任者 会社に対する契約の履行についての検査
- 2 前項の契約責任者及び検査責任者は、本社、支社及び東京事務所並びに事務所に置く。

第2章 契約手続

(契約の方法)

- 第6条 契約責任者は、契約を締結しようとするときは、競争契約による。ただし、次の各号に 掲げる場合には、随意契約によることができる。
 - 一 契約の性質又は目的が競争に適しない場合
 - 二 緊急の必要により競争に付することができない場合
 - 三 競争に付することが不利と認められる場合
 - 四 協定を締結している関連会社(グループ会社管理規程第3条第1項第二号に規定する関連会社をいう。)と、当該協定に基づき契約を締結する場合(細則で定めるものに限る。)
 - 五 その他業務運営上特に必要がある場合
- 2 契約責任者は、契約の内容、性質若しくは目的等を勘案し、別に定めるところにより、競争契約による場合の競争の方法について、契約の種類ごとに決定することができる。

(競争参加資格)

第7条 財務担当取締役は、必要があると認めるときは、あらかじめ契約の種類ごとに、競争に 参加するために必要な資格を定めることができる。

(競争参加条件)

第8条 契約責任者は、必要があると認めるときは、契約ごとに、競争に参加する者の条件を決定することができる。

(契約制限価格等)

- 第9条 契約責任者は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ当該契約にかかる契約制限 価格を設定しなければならない。ただし、契約の内容が軽易なもの又は契約の性質上契約制限 価格の設定を要しないと認められるものについては、契約制限価格の設定を省略することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、契約責任者は、別に細則で定めるときは、前項の契約制限価格に替えて契約参考価格を設定することができる。

(契約相手方の決定)

- 第10条 契約責任者は、競争契約により契約を締結しようとするときは、当該契約の内容、性質若しくは目的等を勘案し、契約制限価格の範囲内で、別に定める方法により、契約の相手方を決定する。
- 2 前項の規定にかかわらず、契約責任者は、前条第2項の規定により契約参考価格を設定したときは、当該価格を参考にして、別に細則で定める協議合意の方式により、契約の相手方を決定する。

(契約の締結)

第11条 契約責任者は、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく、その履行に関し必要な条件を記載した契約書を作成して、契約を締結しなければならない。ただし、契約の内容が軽易

なものについては、契約書の作成を省略し、又はこれに代る書類をもって処理することができる。

(契約保証金)

第12条 契約責任者は、契約を締結するときは、契約の相手方から契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約責任者が必要がないと認めるときは、免除することができる。

第3章 監督・検査

(監督)

第13条 契約責任者は、契約を締結したのちは、当該契約にかかる履行の状況を監督しなければならない。ただし、契約の性質上又は内容が監督を要しないと認められるものについては、この限りではない。

(検査)

第14条 検査責任者は、契約の相手方が当該契約にかかる履行を完了したとき又は履行中において特に必要があると認めるときは、その履行の結果を検査しなければならない。ただし、契約の性質又は内容が検査を要しないと認められるものについては、この限りではない。

第4章 成績評定

(成績評定)

第15条 契約責任者は、あらかじめ定めて公表する成績評定基準に基づき、当該契約にかかる 履行の結果につき成績評定を行わなければならない。ただし、契約の性質上又は内容が成績評 定を要しないと認められるものについては、この限りではない。

第5章 違反措置

(契約相手方に対する違反措置)

第16条 契約責任者は、契約に違反する行為を行なった契約の相手方に対し、違約金の徴収等 別に定める措置を講じることとする。

第6章 雑則

(実施細則)

第17条 この規定を実施するための必要な細則については別に定める。